

平成16年3月4日

長野県協同電算

「JJ100.01第三版を制定する前に以下の各項について議論することを提案する」

JJ100.01第三版は、少なくとも以下の条件の下で制定すべきであると提案する。

- 1) 第三版ではISDN回線を与干渉源としない。
- 2) 第三版による規制の限界線路長を3.5kmとし、それ以遠を規制の対象外とするか、あるいはより緩和された規制を別途適用するものとする。
- 3) 第三版の規制により、漏話減衰量が最悪値条件下の0.4mmPE絶縁ケーブルに収容されたFDD方式のG.992.1AnnexA/C回線の伝送速度は、線路長が3.5kmの場合で下り4Mbps以上、上り400kbps以上保障されなければならない。

以上の条件の下で制定された第三版の下で、妥当な規制を施しつつ多種多様なDSL回線を収容するために、制定に先立って以下の各項について議論することを提案する。

- 1) 第三版では、DSL回線の終端抵抗を110オームに統一し、各DSL機器メーカーはそれにもとづいて再度PSDを提出する。DSL機器メーカーからPSDの再提出がない場合、たとえ第二版で容認されたものであっても、第三版では容認しないものとする。
- 2) 第二版では、クラス分けの基準に「保護判定基準あり/なし」と「利用制限あり/なし」があり、また利用制限には収容規制と線路長規制がある。しかし第三版では線路長規制を廃止する。第三版のクラス分けの基準を「保護判定基準あり/なし」と「収容規制あり/なし」にする。収容規制されたDSL回線は、保護されたDSL回線と同一のカッド内に収容してはならないものとする。
- 3) 第三版では、第二版にあるA'クラスを廃止する。第三版では、たとえばFDD方式のG.992.1AnnexA/C回線等はAAクラス回線(保護された収容規制のない回線)となり、sOL方式のG.992.1AnnexA/C回線等もまたAAクラス回線になると予想される。リーチDSL回線はBAクラス回線(保護されないが収容規制のない回線)になると予想される。

- 4) 第三版では、上り伝送で使用する周波数が220kHz - 230kHz程度までのSDSL回線やADSL回線は、たとえ隣接カッド内の4ペア線に収容したとしても、同一カッド内に収容しなければ線路長3.5kmの場合でもAA回線の下り伝送速度を4Mbps以下にすることがないと考えられるため、おそらくBBクラス回線(保護されず収容規制された回線)になると予想される。上り伝送で使用する周波数が220kHz - 230kHz以上のSDSL回線やADSL回線は、干渉が大きすぎるため、BBクラス回線としても容認することができなくなると予想される。そのようなSDSL回線やADSL回線は、まとめてCクラス回線と定め、総収容数に規制を施す。総収容数に規制を施すということは、たとえば全加入者線の1パーセントまでの収容を認め、それ以上の収容を認めないということである。総収容数を規制されたCクラス回線は、別途SWGを設け、そこで各事業者に収容数を割り当てる。各事業者は、割り当てられた収容数以上のCクラス回線を収容してはならないものとする。
- 5) 第三版では、Cクラス回線を定義するための道具立てとして、B章に被干渉源と同一のサブユニット内にあるひとつ飛びカッド内の4ペア線に干渉源を実装したモデルを導入する。ひとつ飛びカッド内の4ペア線に収容したCクラス回線は、隣接カッド内の4ペア線に収容したxBクラス回線以上の害を被干渉源に与えてはならない。つまりAA回線の下り伝送速度を4Mbps以下にしてはならない。ひとつ飛びカッド内の4ペア線に収容しても、xBクラス回線以上に被干渉源に害を与えるDSL回線は、Cクラス回線としても容認しないものとする。
- 6) 第三版では、xBクラス回線もCクラス回線も、Axクラス回線(保護された回線)と同一のカッド内に収容してはならないが、隣接カッド内であれば自由に収容することができるものとする。さらに被干渉源がBxクラス回線やCクラス回線であれば、同一のカッド内に収容してもよいものとする。
- 7) 第三版では、上り伝送で使用する周波数が220kHz - 230kHz以上のSDSL回線やADSL回線でも、270kHz - 280kHz程度までのものであれば、Cクラス回線として容認することができると予想される。しかしそれ以上の周波数を上り伝送で使用するSDSL回線やSSDSL回線、ADSL回線は、あまりに干渉が大きすぎるため、Cクラス回線としてさえ容認することができなくなると予想される。そのようなDSL回線を収容する必要がある場面では、そのようなDSL回線をまとめてDクラス回線と定め、Cクラス回線以上に厳しい総収容数に規制を施した上で収容を容認する。たとえば全加入者線の0.1パーセントまでの収容を認めるといった規制を施す。
- 8) ISDN回線の干渉の大きさは、Cクラス回線もしくはDクラス回線に相当する。したがって第三版では、ISDN回線は、第二版のAクラス回線に相当するAAクラス回線になりえない。しかし既存の加入者を重視し、AAクラス回線と等価なEクラス回線として、特別容認する。ISDNと同様な事情にある他の回線についても、Eクラス回線として特別容認する場合がある。

以上